

令和6年第4回南幌町議会臨時会議事日程

令和6年10月25日（金）

午前9時30分開議

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告	
		1 会務報告	
		2 例月出納検査結果報告	
4	議案第55号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度南幌町一般会計補正予算（第6号））	
5	議案第56号	令和6年度南幌町一般会計補正予算（第7号）	
6	議案第57号	南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定について	
7	議案第58号	南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定について	

諸般報告 1

会 務 報 告

月	日	内 容
9 月	1 8 日	比布町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
	同 日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	2 0 日	元議員会物故者追悼法要に各議員出席した。
	24～30 日	第 3 回議会定例会を開催した。
	25～27 日	決算審査特別委員会を開催した。
	2 7 日	全員協議会を開催した。
	同 日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
	3 0 日	両常任委員会合同所管事務調査を実施した。
1 0 月	4 日	議員としゃべり場を開催した。
	7 日	広報特別委員会を開催した。
	同 日	議員としゃべり場を開催した。
	8～1 0 日	姉妹町熊本県多良木町行政視察のため、熊本県多良木町に議長 外議員 5 名を派遣した。
	9 日	茨城県河内町議会が視察のため来町し、副議長歓迎の挨拶を述べた。
	1 7 日	広報特別委員会を開催した。
	同 日	全員協議会を開催した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和6年9月17日及び令和6年10月16日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和6年10月25日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和6年9月17日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
" 加 藤 真 悟



例月出納検査の結果について

令和6年9月17日に執行した令和6年8月分の例月出納検査結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和6年8月31日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和6年9月17日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和6年度

現金出納状況

令和6年8月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入				歳 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高	
	前月までの受高		本 月 中 受 高		前月までの払高		本 月 中 払 高			累 計	会 計 名		金 額
一 般 会 計 国 保 会 計 介護保険会計 後期高齢者会計 歳入歳出外 合 計		1,966,750,966	560,772,195	2,527,523,161	1,935,295,210	513,343,421	2,448,638,631	78,884,530		一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ		78,884,530	
		261,642,729	62,836,969	324,479,698	201,509,679	105,044,484	306,554,163	17,925,535	0	一般会計より		17,925,535	
		292,841,792	35,289,400	328,131,192	211,387,726	68,194,111	279,581,837	48,549,355	0	一般会計より		48,549,355	
		26,933,403	3,025,900	29,959,303	23,793,658	4,560,827	28,354,485	1,604,818	0	一般会計より		1,604,818	
		173,337,525	20,134,454	193,471,979	110,282,835	25,737,893	136,020,728	57,451,251	0			57,451,251	
		2,721,506,415	682,058,918	3,403,565,333	2,482,269,108	716,880,736	3,199,149,844	204,415,489	0			204,415,489	
一 時 借 入 金	借 入 先	金 額	基 金 の 保 管				金 額	名 称	金 額	蔵 計 現 金 の 保 管	現 金 (つ り 銭)	285,000	
	南幌町農協			財政調整基金	578,527,503	農業支援対策基金					現金定期預金	10,577,400	
	空知信金			減債基金	14,666,339	ふるさと応援基金	233,128,603				農協定期預金	6,801,200	
				教育振興基金	3,760,460	森林環境譲与税基金	2,820,692				農協普通預金	186,751,889	
				地域福祉振興基金	13,316,241	消防防災対策基金	10,000,000						
				南幌温泉ハート&ハート基金	49,574,522	国民健康保険事業特別会計基金	135,180,796						
合 計		0		中山間、ふるさと水と土保全基金	10,671,315	介護給付費等準備基金	97,868,923	合 計	1,150,388,042	合 計		204,415,489	

令和6年度

下水道事業会計

令和6年8月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入				歳 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高	
	前月までの受高		本 月 中 受 高		前月までの払高		本 月 中 払 高			累 計	区 分		金 額
	金 額	基 礎 的 保 管 金	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額					
下水道事業（預金）	216,624,542		13,367,760		229,992,302		194,162,453		18,093,230	212,255,683		17,736,619	17,736,619
下水道事業（現金）	0		0		0		0		0	0		0	0
下水道事業（預り金）	468,600		0		468,600		0		0	0		468,600	468,600
計	217,093,142		13,367,760		230,460,902		194,162,453		18,093,230	212,255,683		18,205,219	18,205,219
借入先	金 額	基 礎 的 保 管 金	名 称	金 額	金 額	名 称	金 額	歳 現 の 保 管 金	区 分	金 額	区 分	金 額	金 額
南幌町農協	8,700,000												0
計	8,700,000							0	合 計		0	合 計	18,205,219

令和6年度

病院事業会計

令和6年8月31日現在 (単位:円)

区 分	入 入				出 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高
	歳 入		歳 出		歳 入		歳 出			区 分	金 額	
	前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計						
病院事業（預金）	826,565,684	35,459,153	862,024,837	234,892,098	42,177,238	277,069,336	584,955,501					584,955,501
病院事業（現金）	70,000	0	70,000	0	0	0	70,000					70,000
病院事業（預り金）	29,954,905	5,111,680	35,066,585	27,363,957	5,136,195	32,500,152	2,566,433					2,566,433
計	856,590,589	40,570,833	897,161,422	262,256,055	47,313,433	309,569,488	587,591,934					587,591,934
借入先	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額			金 額
空知信金						信金普通預金	437,521,914	現 台	金			70,000
計	0			合 計		信金定期預金	150,000,000	合 計				587,591,914

南 監 査 号
令和6年10月16日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
〃 加 藤 真 悟



例月出納検査の結果について

令和6年10月16日に執行した令和6年9月分の例月出納検査結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和6年9月30日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和6年10月16日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

議案第 5 7 号

南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定について

南幌町農村環境改善センター条例（昭和 5 7 年南幌町条例第 2 2 号）の全部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例

南幌町農村環境改善センター条例（昭和５７年南幌町条例第２２号）の全部を次のように改正する。

南幌町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第１条 農業経営の改善、農村生活の向上及び農業者等の健康増進と地域連帯感の醸成を図ることを目的とし、南幌町農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条 改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南幌町農村環境改善センター

位置 南幌町中央２丁目３番２号

（指定管理者による管理）

第３条 教育委員会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により、改善センターの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

（１） 改善センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

（２） 施設等の利用の許可に関する業務

（３） 利用料金に関する業務

（４） 前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（利用の許可）

第４条 改善センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項の変更又は取り消しをしようとするときも、同様とする。

（利用の制限）

第５条 指定管理者は、施設の管理運営上、必要と認めたときは、前条の許可に利用の制限、その他必要な条件を付することができる。

２ 次の各号の一に該当するときは利用の許可をしない。

（１） 公の秩序、又は風紀を乱すおそれのあるとき。

（２） 建物及び施設物件等を損傷、滅失その他損害を与えるおそれのある

とき。

(3) 特定の政党の利害に関する事業を行うとき。

(4) その他管理運営上適当と認め難いとき。

(利用の変更、停止又は許可の取消し)

第6条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可条件に違反したとき。

(2) 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可等を受けたことが判明したとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(5) 前条第2項に該当すると認めたとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備等の許可)

第7条 利用者は、改善センターの利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第8条 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める利用料金の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第9条 次に掲げるものは、利用料金を徴収しない。

(1) 町及び教育委員会が主催又は共催で利用する場合

(2) 町が委嘱する非常勤特別職の委員会が主催で利用する場合

(3) 国、道等の関係機関が主催で利用する場合

(4) 町長が会長職となっている団体が主催で利用する場合

(5) 町内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所が行う教育活動又は保育活動で利用する場合

(6) 町内の障がい者を活動の主体として構成された団体が利用する場合

- (7) 指定管理者が施設の管理運営等に関して利用する場合
- (8) 消防署又は消防団が主催で利用する場合
- (9) 町内会が主催で利用する場合
- (10) 郷土芸能等の保存継承団体が利用する場合
- (11) 青少年育成団体が利用する場合
- (12) 町内の生活安全対策を推進する極めて公共性の高い組織が主催で利用する場合
- (13) 極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体が利用する場合

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 改善センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、改善センターを利用することができないとき。
- (3) 利用日の10日前までに利用の変更又は取り消しを申し出て、指定管理者が認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、その利用を終えたとき、又は利用の許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失により施設等、その他の物件を損傷し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第13条 指定管理者は、改善センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者を退館させることができる。

(必要措置の命令等)

第14条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者に報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町農村環境改善センター条例を適用する。

別表（第8条関係）

区分		1時間につき
一階	多目的ホール	1, 0 0 0円以内
	ステージ	1 0 0円以内
	研修室 1	1 4 0円以内
	農村青年室	6 0円以内
	農村婦人室	6 0円以内
二階	研修室 2	2 4 0円以内
	和室 1	8 0円以内
	和室 2	8 0円以内

備考

- 1 冠婚葬祭での利用については、新生活運動によるものを対象とする。利用料金は1回につき、1 2, 0 0 0円とし、全館貸切利用とする。
- 2 町民以外の者が利用する場合は、1 0割加算する。
- 3 入場料等を徴収する場合は、1 0割加算する。
- 4 営利又は営業が目的の場合は、1 0割加算する。
- 5 入場料を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合は、3 0割を加算する。
- 6 1時間未満の利用料金については、1時間として算出する。

提案理由

指定管理者制度の導入を図るため、本案を提案するものである。

議案第 58 号

南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定について

南幌町スポーツセンター条例（平成 4 年南幌町条例第 21 号）の全部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 10 月 25 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例

南幌町スポーツセンター条例（平成４年南幌町条例第２１号）の全部を次のように改正する。

南幌町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第１条 町民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図ることを目的とし、南幌町スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条 スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南幌町スポーツセンター

位置 南幌町中央２丁目４番１号

（指定管理者による管理）

第３条 教育委員会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により、スポーツセンターの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

（１） スポーツセンターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）

の維持管理に関する業務

（２） 施設等の利用の許可に関する業務

（３） 利用料金に関する業務

（４） 前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（利用の許可）

第４条 スポーツセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項の変更又は取り消しをしようとするときも、同様とする。

（利用の制限）

第５条 指定管理者は、施設の管理運営上、必要と認めたときは、前条の許可に利用の制限、その他必要な条件を付することができる。

２ 次の各号の一に該当するときは利用の許可をしない。

（１） 公の秩序、又は風紀を乱すおそれのあるとき。

（２） 建物及び施設物件等を損傷、滅失その他損害を与えるおそれのあるとき。

(3) 特定の政党の利害に関する事業を行うとき。

(4) その他管理運営上適当と認め難いとき。

(利用の変更、停止又は許可の取消し)

第6条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可条件に違反したとき。

(2) 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可等を受けたことが判明したとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(5) 前条第2項に該当すると認めたとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備等の許可)

第7条 利用者は、スポーツセンターの利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第8条 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表1及び別表2に定める利用料金の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第9条 次に掲げるものは、利用料金を徴収しない。

(1) 専用利用

ア 町及び教育委員会が主催又は共催で利用する場合

イ 町が委嘱する非常勤特別職の委員会が主催で利用する場合

ウ 国、道等の関係機関が主催で利用する場合

エ 町長が会長職となっている団体が主催で利用する場合

オ 町内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所が行う教育活動又は保育活動で利用する場合

カ 町内の障がい者を活動の主体として構成された団体が利用する場合

- キ 指定管理者が施設の管理運営等に関して利用する場合
- ク 消防署又は消防団が主催で利用する場合
- ケ 町内会が主催で利用する場合
- コ 郷土芸能等の保存継承団体が利用する場合
- サ 青少年育成団体が利用する場合
- シ 町内の生活安全対策を推進する極めて公共性の高い組織が主催で利用する場合
- ス 極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体が利用する場合

(2) 個人利用

- ア 町内の障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した個人及び介助員 1 人含む）が利用する場合

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) スポーツセンターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、スポーツセンターを利用することができないとき。
- (3) 利用日の 10 日前までに利用の変更又は取り消しを申し出て、指定管理者が認めたとき。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、その利用を終えたとき、又は利用の許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 12 条 利用者が故意又は過失により施設等、その他の物件を損傷し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第 13 条 指定管理者は、スポーツセンター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者を退館させることができる。

(必要措置の命令等)

第 14 条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者に報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずる

ことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町スポーツセンター条例を適用する。

別表 1（第 8 条関係）

（１） 専用利用

区分	1 時間につき
アリーナ A	9 0 0 円以内
アリーナ B	9 0 0 円以内
格技場	5 4 0 円以内

（２） 個人利用

区分		1 時間につき	回数券
アリーナ A	小学生・中学生・高校生	4 0 円以内	8 0 0 円以内
アリーナ B	一般	6 0 円以内	1, 2 0 0 円以内
格技場			
ランニングコース	満 6 5 歳以上	4 0 円以内	8 0 0 円以内
トレーニングルーム			

備考

- 1 町民以外の者が利用する場合は、1 0 割加算する。
- 2 入場料等を徴収する場合は、1 0 割加算する。
- 3 営利又は営業が目的の場合は、1 0 割加算する。
- 4 入場料を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合は、3 0 割を加算する。
- 5 回数券は 2 2 枚とし、1 枚の利用時間は 1 時間とする。
- 6 1 時間未満の利用料金については、1 時間として算出する。

別表 2（第 8 条関係）

（１） 専用利用

区分		1 時間につき
プール	全面	1 6, 0 0 0 円以内
	一般用プール 1 コース	2, 0 0 0 円以内
	歩行用プール	4, 0 0 0 円以内
	幼児用プール	4, 0 0 0 円以内

（２） 個人利用

区分		1 回につき	回数券	シーズン券
プール	小学生	1 0 0 円以内	1, 0 0 0 円以内	3, 0 0 0 円以内
	中学生			
	高校生			
	一般	3 0 0 円以内	3, 0 0 0 円以内	9, 0 0 0 円以内
	満 6 5 歳以上	1 0 0 円以内	1, 0 0 0 円以内	3, 0 0 0 円以内

備考

- 1 町民以外の者が利用する場合は、1 0 割加算する。
- 2 入場料等を徴収する場合は、1 0 割加算する。
- 3 営利又は営業が目的の場合は、1 0 割加算する。
- 4 入場料を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合は、3 0 割加算する。
- 5 回数券は 1 1 枚とする。
- 6 シーズン券は、発行した当該年度の開設期間に限り有効とする。
- 7 1 時間未満の利用料金については、1 時間として算出する。

提案理由

指定管理者制度の導入を図るため、本案を提案するものである。

